

滋賀県附属機関設置条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に定める特定事業を実施する民間事業者の選定については、公正性および透明性を確保することはもとより、高度かつ専門的な知見を有する外部有識者等による調査審議を経ることが必要であることから、新たに滋賀県商工観光労働部PFI事業者選定委員会を設置するとともに、都市公園法（昭和31年法律第79号）に定める公園施設の設置等の許可の申請を行うことができる者（以下「設置等予定者」という。）を公募により選定するための評価の基準の策定および設置等予定者の選定について、滋賀県土木交通部指定管理者選定委員会において審査することとするため、滋賀県附属機関設置条例（平成25年滋賀県条例第53号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 滋賀県商工観光労働部PFI事業者選定委員会を新たに設置することとし、当該附属機関の担任する事務ならびに委員の数、構成および任期について定めることとします。
（別表関係）
- (2) 滋賀県土木交通部指定管理者選定委員会の名称を滋賀県土木交通部指定管理者等選定委員会に改めるとともに、担任する事務に設置等予定者を公募により選定するための評価の基準の策定および設置等予定者の選定に関する事項について調査審議することを追加することとします。（別表関係）
- (3) その他
 - ア この条例は、令和3年4月1日から施行することとします。
 - イ 関係条例について必要な改正を行うこととします。

滋賀県附属機関設置条例新旧対照表

旧					新				
本則および付則 省略					本則および付則 省略				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
1 知事の附属機関					1 知事の附属機関				
名称	担任する事務	委員の 数	委員の構成	委員の 任期	名称	担任する事務	委員の 数	委員の構成	委員の 任期
省略					省略				
滋賀県商工 観光労働部 指定管理者 選定委員会	省略				滋賀県商工 観光労働部 指定管理者 選定委員会	省略			
(新設)					滋賀県商工 観光労働部 P F I 事業 者選定委員 会	知事の諮問に応じ て商工観光労働部 の所管に属する特 定事業を実施する 民間事業者の選定 に関する事項につ いて調査審議する こと。	8人以内	(1) 学識経験を有 する者 (2) その他知事が 適当と認める者	当該諮問 に係る調 査審議が 終了する までの期 間
滋賀県産業 振興審議会	省略				滋賀県産業 振興審議会	省略			
省略					省略				

滋賀県土木 交通部指定 管理者選定 委員会	知事の諮問に応じて 土木交通部の所管に 属する公の施設の指 定管理者の選定に関 する事項について調 査審議すること。	15人以内	(1)学識経験を有 する者 (2)その他知事が 適当と認める者	当該諮問 に係る調 査審議が 終了する までの期 間
省略				

2 省略

滋賀県土木 交通部指定 管理者等選 定委員会	知事の諮問に応じて 土木交通部の所管に 属する公の施設の指 定管理者の選定に関 する事項ならびに都 市公園法（昭和31年 法律第79号）第5条 の2第2項第9号の 評価の基準の策定お よび同法第5条の4 第3項の規定による 設置等予定者（同法 第5条の2第2項第 9号に規定する設置 等予定者をいう。） の選定に関する事項 について調査審議す ること。	15人以内	(1)学識経験を有 する者 (2)その他知事が 適当と認める者	当該諮問 に係る調 査審議が 終了する までの期 間
省略				

2 省略

滋賀県都市公園条例新旧対照表（付則第2項関係）

旧	新
<p>第1条から第9条の2まで 省略 （指定管理者の指定の手續） 第9条の3 省略 2 省略 3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ滋賀県土木交通部指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。 第9条の4以下 省略</p>	<p>第1条から第9条の2まで 省略 （指定管理者の指定の手續） 第9条の3 省略 2 省略 3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ滋賀県土木交通部指定管理者等選定委員会の意見を聴かなければならない。 第9条の4以下 省略</p>